

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成27年1月21日

京都市長 門川 大作

1 届出者の氏名及び住所

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 常陰 均

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

MOMOテラス

京都市伏見区桃山町山ノ下32番地 ほか

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
駐輪場の位置	届出書添付図面記載のとおり	届出書添付図面記載のとおり

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 10時 閉店時刻 20時	開店時刻 9時 閉店時刻 22時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	9時45分から20時30分まで	3階, 4階, R階駐車場 8時30分から22時30分まで 1階駐車場 8時30分から22時まで

(添付図面は省略)

(3) 変更年月日

駐輪場の位置

平成27年8月31日

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成27年2月10日

来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成27年2月10日

3 届出年月日

平成26年12月26日

4 縦覧場所, 期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成27年1月21日(水)から平成27年5月21日(木)まで(京都市の休日  
を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成27年5月21日(木)

(産業観光局商工部商業振興課)